



令和6年5月29日に、全業会議役職員等約1,80人の参加により、東京都文京区の「文京シビックホール」において開催されました。

国農業会議所主催の「令和6年度全国農業委員会会長大会」が、市町村農業委員会長・職員、都道府県農

業会議役職員等約1,80人の参加により、東京都文京区の「文京シビックホール」において開催されました。

大会

では、「地域計画」のほか、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議」「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議」「令和6年度全国農業委員会会長大会実行運動計画」を満場一致で採択しました。

令和6年度第1回農業委員会 「地域計画」の策定と業務の 適正執行に向けて

県農業会議は、令和6年6月14日、樋原市城殿町「大和平野土地改良区 大会議室」において、令和6年度第1回農業委員会業務担当者会議を開催しました。会議には、各市町村農業委員会事務局職員や県担当者、関係機関職員など50名が出席しました。

農業委員会の役割などの説明を受けました。また、県課担当者からは、農地転用許可申請書進達時の留意事項や農地造成、盛土規制法について、農地利用最適化交付金事業実施要綱の改正について、遊休農地対策の進め方について、地域計画の策定について説明を受けました。

県農業会議からは、調査活動や農業者等との意見交換会の実施、農地パトロールに関する協力を呼び掛けました。また、地域計画を策定する市町村へ現況地図の考え方などの補足説明を行ったほか、意見交換を行いました。

とともに、今後の取り組み強化を誓いました。

現状の把握を行った事例など、それが日頃から実践している活動を報告する

国会議員の代議士へ要請活動を行いました。

令和6年度 全国農業委員会会長大会が開催される 食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案などを採択

大会では、食料安全保障の確立に向けた施策の具体的な策定と実現に向けた支援、農地の確保と効率及び適正利用、農業・農村を担う者

では、福島県喜多方市農業委員会の京野貞夫会長から、地域計画策定に向け、農業委員会が集落での話し合いを積極的に参加し、集落ビジョン・目標地図案作成に向けた支援を行った事例のほか、広島県世羅町農業委員会の内海武博会長から、

標地図案」作成に向けた意向調査の実施方法について

令和6年度「農地パトロール（利用状況調査）」への取り組みが始まりました

農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進へ

令和6年度の「農地パトロール（利用状況調査）」が、県下市町村農業委員会で取り組まれています。

農地パトロールの実施内容は次の通りです。（農地パトロール実施要領から抜粋）

利用状況調査は、平成21年

の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、区域内にある農地の利用状況について調査を行うよう求められた活動です。また、利

用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対しても、農

地の農業上の利用の意向について「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することも求められています。

調査手法については、無人航空機や衛星による写真が活用出来るようになつたことに加え、タブレット端末による調査結果入力が出るようになっています。

イ・アの農地については、遊休農地等になりうる「現状」を確認します。

ウ・アの農地について、「発生場所」が次の①～④の

- ク・農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正を行います。
- ケ・相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を確認します。
- コ・仮登記農地の利用状況を確認します。
- サ・當農型発電設備の下部を活用し、遊休農地に像を活用し、遊休農地に該当「する」「しない」を区別する調査を実施し、該当しない場合は目視による確認を行う必要はありません。
- シ・農業者年金制度の特定処分対象農地及び加算対象農地等の利用状況を確認します。
- ス・過去の調査において既に遊休（荒廃）農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況を確認します。
- オ・農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権設定等農地の履行状況の確認をします。

- ア・調査方法
 - ①農地台帳の情報及び地図、タブレット等を利用しながら一筆の農地ごとに、道路からの目視で確認します。なお、人工衛星または無人航空機等によつて得られる動画または画像を活用し、遊休農地に該当「する」「しない」を区別する調査を実施し、該当しない場合は目視による確認を行う必要はありません。
 - ②道路からの目視により、雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮影し、その旨を地図、タブレット等に記録します。
 - ③作物栽培高度化施設について、農作物の栽培が行なわれているべき時期に農作物の栽培が行われないことが判明した場合、所有者等から、栽培が行なわれていない理由を聞き取りします。

2. 実施内容
 - ア・遊休農地、耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地および再生利用率が困難な農地を把握します。
 - イ・アの農地について、遊休農地等になりうる「現状」を確認します。
 - ウ・アの農地について、「発生場所」が次の①～④の

3. 実施体制
 - ア・農地法第6条の2により農業委員会が報告を受けた農地の利用状況を確認します。
 - イ・農地中間管理事業による利用権設定等農地の履行状況の確認をします。
 - ウ・農業委員会が報告を受けた農地の利用状況を確認します。
 - エ・農地利用最適化推進委員会を定めます。また、市町村部局や農業団体等へ協力を依頼するほか、必要に応じて地域の農業に精通した者等を、調査員（協力員）と

4. 実施手順
 - ア・調査方法
 - ①農地台帳の情報及び地図、タブレット等を利用しながら一筆の農地ごとに、道路からの目視で確認します。なお、人工衛星または無人航空機等によつて得られる動画または画像を活用し、遊休農地に該当「する」「しない」を区別する調査を実施し、該当しない場合は目視による確認を行う必要はありません。
 - ②道路からの目視により、雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮影し、その旨を地図、タブレット等に記録します。
 - ③作物栽培高度化施設について、農作物の栽培が行なわれているべき時期に農作物の栽培が行われないことが判明した場合、所有者等から、栽培が行なわれていない理由を聞き取りします。

”農“へのメッセージ



奈良県農業会議

会長 増井 熱

炎暑しのぎがたい日々が続くとともに、農業資材の高騰などにより、農業経営への影響も懸念されるところではあります。県下農業関係者の皆様におかれましては、いよいよご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

このたび奈良県農業会議第127回通常総会並びに第16回臨時理事会において会長に再任されました。この上は皆様方の志を受け、出来るだけの努力をいたすこと存でございますので、何分にも関係する皆様方のよ里一層のご指導並びにご支援の程よろしくお願ひ申し上げます。

農業委員会組織は、令和7年3月を期限とする「地域計画」の策定に向け、積極的に取り組んでいかねばなりません。特に「目標地

基本法」が5月29日の参議院本会議で可決・成立しました。翌週の6月5日に交付され、即日施行されたところです。この改正基本法は、基本理念に食料安全保障の確保を掲げ、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態を目指すものです。

令和7年3月までに、この改正法に基づく「基本計画」を策定し、食料自給率目標とともに、その他の食料安全保障の確保に関する目標が定められます。効率的かつ安定的な農業経営とともに多様な担い手を確保しこれらの者が地域農業・農地の確保や地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮するよう求められまし

た。

奈良県農業会議は、農業委員会の支援組織「農業委員会ネットワーク機構」として、今後も農業委員会が行う体制整備や事業実施を行ってまいります。

農地等の利用の最適化の推進に努め、地域における農地の有効活用に向け努力して行かねばなりません。

進めよう！地域計画

『2023年度版 進めよう！「地域計画」(R05-13)』の改訂版です。

今回の改訂では、「地域計画」の実現に向けて農業委員会が果たすべき役割や具体的な取り組み手法について記載し、昨年度版より分かりやすく刷新しました。

『地域計画』の実現に向けて必要なことがコンパクトにまとめたりーフレットです。9月17～18日、農業委員会サポーターシステムおよび全国データベース(ワンドエスクシスシステム)に係る目標地図(素案)作成操作研修会

農業会議だより

2024年度

農業委員会業務必携 91号

『図素案』の作成や、地域における協議の場での、農業委員・推進委員によるコーディネーターとしての役割発揮が期待されています。

「いま、活用出来る農地を、耕せる人につないでいく」との認識と、基盤整備の実施などにより農地基盤を強化することが必要です。農地パトロールや不作付け農地の抽出などの活動により把握した農地の情報を活用し、関係機関と連携しつつ、

農業委員・農地利用最適化推進委員の活動に必要不可欠な最重要図書です。本年度版は農業委員会における「地域計画」策定の取り組みを集するとともに、

研修会でご活用頂きやすいよう、内容の一層の整理・充実と使い勝手の向上を図っています。

………1,490円

進めよう！地域計画

『2023年度版 進めよう！「地域計画」(R05-13)』の改訂版です。

農業者年金の加入推進を明確にする際に使いやすいページ数にまとめました。

農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会が、加入対象者に配布や説明をする際に使いやすいページ数にまとめました。

本リーフレットでは、農業者年金制度や青壯年に対する国庫補助、税金の優遇措置などを解説しています。

また、加入資格や国庫補助の区分についてのチエックシートもついており、農業者自らが加入要件などを確認できます。

農業者年金の加入推進活動の際に、ぜひご活用ください。…………1,110円

『県農業会議関係会議日程』

9月2日

・常設審議委員会

9月17～18日

・農業委員会サポーターシステムおよび全国データベ

ース(ワンドエスクシス

ム)に係る目標地図(素

案)作成操作研修会

農家のための農業者年金